

平成 24 年度 PRTR 届出データの 過年度との比較報告書

平成 26 年 9 月

nite

独立行政法人
製品評価技術基盤機構 (N I T E)

目次

第0章 全体の傾向	1
第1章 物質別の比較	2
(1)届出件数(事業所数、物質数)の推移	2
(2)大気排出量の推移	4
(3)水域排出量の推移	6
(4)土壌排出量の推移	8
(5)埋立処分量の推移	10
(6)下水道移動量の推移	12
(7)廃棄物移動量の推移	14
(8)大気排出量上位物質の推移	16
1)トルエン(大気排出量:1位)	16
2)キシレン(大気排出量:2位)	18
3)エチルベンゼン(大気排出量:3位)	20
4)塩化メチレン(大気排出量:4位)	22
5)ノルマルーヘキサン(大気排出量:5位)	24
第2章 業種別の比較	26
(1)届出件数の推移	26
(2)大気排出量の推移	28
(3)水域排出量の推移	30
(4)土壌排出量の推移	32
(5)埋立処分量の推移	34
(6)下水道移動量の推移	36
(7)廃棄物移動量の推移	38

(8) 排出量・移動量上位業種の推移	40
1) 化学工業(排出量・移動量合計:1位)	40
2) 鉄鋼業(排出量・移動量合計:2位)	42
3) 輸送用機械器具製造業(排出量・移動量合計:3位)	44
4) プラスチック製品製造業(排出量・移動量合計:4位)	46
5) 金属製品製造業(排出量・移動量合計:5位)	48
第3章 都道府県別の比較	50
(1) 届出件数の推移	50
(2) 大気排出量の推移	52
(3) 水域排出量の推移	54
(4) 土壌排出量の推移	56
(5) 埋立処分量の推移	58
(6) 下水道移動量の推移	60
(7) 廃棄物移動量の推移	62
(8) 大気排出量(製造業)上位都道府県の推移	64
1) 愛知県(製造業大気排出量:1位)	64
2) 静岡県(製造業大気排出量:2位)	66
3) 埼玉県(製造業大気排出量:3位)	68
4) 茨城県(製造業大気排出量:4位)	70
5) 兵庫県(製造業大気排出量:5位)	72
第4章 追加物質の比較	74
(1) 全体の推移	74
(2) 届出件数の推移	76
(3) 大気排出量の推移	78
(4) 廃棄物移動量の推移	80
(5) 22年度から24年度までの届出排出量及び移動量が0の追加物質	82
第5章 総括	83

巻末資料	84
資料(1) 区分別排出量・移動量の推移	85
資料(2) 物質別届出件数の推移	86
資料(3) 物質別排出量の推移	93
資料(4) 物質別移動量の推移	98
資料(5) 業種別届出件数の推移	103
資料(6) 業種別排出量の推移	105
資料(7) 業種別移動量の推移	107
資料(8) 都道府県別届出件数の推移	109
資料(9) 都道府県別排出量の推移	111
資料(10) 都道府県別移動量の推移	113

はじめに

本報告書は、PRTR 制度に基づき、国から公表された複数年度の届出データを比較したものです。

届出データには、届出件数、事業所ごとの排出量と移動量の数値や集計結果があります。平成26年3月に公表された届出データから見ると、平成24年度把握データは、36,504事業所から届出されており、平成15年度把握データと比べ4,610事業所(11%)減少しています。平成15年度以降の事業所数の推移は、平成19年度までは横ばいでしたが、平成20年度以降減少しています。この事業所数の減少は、経済活動の影響や事業者の削減努力による排出量や取扱い物質の減少等が考えられ、同時に、その結果が排出量や移動量の届出データに反映されていると考えられます。

本報告書では、平成26年3月に公表された届出件数(事業所数・物質数)、排出量や移動量の届出データを物質別・業種別・都道府県別の視点から比較分析しているもので、平成15年度把握(平成16年度届出)～平成24年度把握(平成25年度届出)の10年分の届出データを対象としています。

第0章では、全体について、区分別排出量、移動量の推移を整理しています。

第1章では、物質別の視点から、件数や区分ごとの数値の推移を分析しています。中でも、大気への排出量に関しては、上位物質に着目し、そこからさらに業種別に推移の増減を分析しています。

第2章では、業種別の視点から、件数や区分ごとの数値の推移を分析し、特に、排出量・移動量合計の上位の業種については、さらに物質別の特徴を分析しています。

第3章では、都道府県別の視点から、件数や区分ごとの数値の推移を分析し、特に、製造業の大気排出量の上位都道府県について、業種別、物質別に、その増減の要因を分析しています。

第4章では、追加物質について、特に大気排出量、廃棄物移動量を中心に物質別、業種別の推移について分析しています。

排出量や移動量の様々な視点からの推移を知るための資料として、また、公表された届出データの活用の一例として、幅広い関係者の皆様にご一読いただければ幸いです。

平成 26 年 9 月

独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE) 化学物質管理センター

用語、数値及びデータの取扱いについて

(1)本文中の用語・数値について

1)本報告書では、排出・移動の区分の化管法・法律施行令(以下「政令」という。)における名称を下記のとおり表記しています。

- ・大気への排出(量)→大気排出(量)
- ・公共用水域への排出(量)→水域排出(量)
- ・当該事業所における土壌への排出(量)→土壌排出(量)
- ・当該事業所における埋立処分(量)→埋立処分(量)
- ・下水道への移動(量)→下水道移動(量)
- ・当該事業所の外への移動(量)→廃棄物移動(量)

2)本報告書で表記している排出量、移動量等の集計値や割合を表す数値については、原則として、有効数字2桁としており、いずれも四捨五入により端数処理しています(巻末資料は、小数点以下を四捨五入により端数処理しています)。そのため、図や本文中の数値を使用して計算を行うと、増減量や割合の合計値等の計算結果にずれが生じる場合があります。なお、届出件数のデータは端数処理をしていません。また、排出量や移動量の単位については、特に断りが無い限り、「トン」を使用しています(巻末資料の一部は「kg」を使用しています)。

3)年度(4月1日～翌年3月31日までの1年間)は、特に断りが無い限り、把握年度です。また、本文中では元号を省略しています(例:平成24年度→24年度)。また、図表中では元号をHに略しています(例:平成24年度→H24)。

4)届出の件数については、「届出件数」で表記しており、「事業所の届出件数」は届出をした事業所数を、「物質の届出件数」は事業所から届出された物質の延べ数を表しています。

(2)物質の見直しに伴うデータの扱いについて

化管法は政令改正(平成21年10月1日施行)に伴い、届出対象物質数が変更されています。以下の表に政令改正前後の物質数を示します。「継続物質」は政令改正後も届出対象である物質(完全一致、対象範囲変更を含む)を、「追加物質」は政令改正により新たに届出対象として追加された物質を、「削除物質」は政令改正により届出対象外となった物質を表しています。

	政令改正前	政令改正後		政令改正前	政令改正後	
継続物質	281	276	➔	継続物質の内訳		
削除物質	73	—		合計	281	276
追加物質	—	186		政令改正前後で完全に一致	265	265
合計	354	462		①複数の物質が1つに統合	6	2
				②1つの物質が分割	1	2
			③対象となる範囲が変更	9	7	

継続物質は、政令改正前の281物質のうち、完全に一致するのが265物質です。それ以外の16物質については、政令改正前後で、①複数の物質が1つに統合されたものと、②1つの物質が複数に分割されたもの(「鉛及びその化合物」が「鉛」と「鉛化合物」に分割されたケースのみ)、及び③対象となる範囲が変更されたもの、があります。

経年変化を示す場合、物質の数値や名称に不一致が生じますが、原則的に、①の場合は合算し、表記名称は政令改正後とし、②の場合は合算し、表記名称は鉛化合物とし、③の場合、範囲は異なるが継続していると仮定し、表記名称は政令改正後としています。